

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書
(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 若水会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 岐阜県可児市広見 6-131

(3) 設立認可年月日 平成14年7月15日

(4) 設立登記年月日 平成14年7月26日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	若村 彰	
理 事	若村 幸江	
同	若村 祐宏	
監 事	岡田 政朗	

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数
診療所	ワカムラ歯科	2133100525	岐阜県可児市広見 6-131	

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
なし		

(3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考
なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和7年5月18日 令和6年度決算の決定

令和8年3月31日 令和8年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 26-3

法人名医療法人 若水会

※医療法人整理番号21535

所在地可児市広見 6-131

財 産 目 録
(令和 8 年 3 月 3 1 日 現在)

1. 資 産 額	86,212 千円
2. 負 債 額	37,553 千円
3. 純 資 産 額	48,659 千円

(内 訳)		(単位：千円)
区 分		金 額
A 流 動 資 産		42,122 ✓
B 固 定 資 産		44,090 ✓
C 資 産 合 計 (A + B)		86,212 ✓
D 負 債 合 計		37,553 ✓
E 純 資 産 (C - D)		48,659 ✓

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 若水会

※医療法人整理番号21535

所在地 可児市広見 6 - 1 3 1

貸借対照表
(令和 8 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	42,122 ✓	I 流 動 負 債	17,514
II 固 定 資 産	44,090 ✓	II 固 定 負 債	20,039
1 有 形 固 定 資 産	39,383	負 債 合 計	37,553 ✓
2 無 形 固 定 資 産	74	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	4,632	科 目	金 額
		I 出 資 金	15,000
		II 積 立 金	33,659
		純 資 産 合 計	48,659 ✓
資 産 合 計	86,212 ✓	負 債 ・ 純 資 産 合 計	86,212 ✓

様式 4－2

法人名 医療法人 若水会

※医療法人整理番号 2 1 5 3 5

所在地 可児市広見 6－1 3 1

損 益 計 算 書
(自 令和 7年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目		金 額
I 事 業 損 益		
1 事 業 収 益		72,443
2 事 業 費 用		81,979
	事 業 損 失	-9,536 ✓
II 事 業 外 収 益		1,652
III 事 業 外 費 用		311
	経 常 損 失	-8,195 ✓
IV 特 別 利 益		0
	税 引 前 当 期 利 益	-8,195 ✓
	法 人 税 等	185
	当 期 利 益	-8,380 ✓

監 事 監 査 報 告 書

医療法人若水会

理事長 若村 彰 殿

私は、医療法人若水会の令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和8年5月18日

医療法人若水会

監事 岡田 政朗

